

臨時総会 団地管理組合法人西小中台住宅の規約改正で、臨時総会を開催致します。

西小中台住宅規約は平成 8 年の法人化に伴い改正されましたが、以降改正される事なく現在に至っています。国土交通省の標準管理規約が平成 17 年、23 年に改正され、現在の西小中台住宅規約では合わない部分などがあり、改正が必要と判断しています。

○事前説明会：11月16日(日) 午前・午後の2回 第1集会所A・B室

○臨時総会：11月30日(日) 午前9:00～ 西小中台小学校体育館

- **井戸水(池)放水時間の変更** 理事会だより、階段掲示等でお知らせしましたが、節電対策の一環として、10月1日より井戸水の放水時間を下記の通り変更しました。

午前8:30～正午、午後2時～午後5時 ⇒ 午前9時～午前11時、午後3時～午後5時

- **自転車の盗難** 前号でもお知らせしましたが、自転車の盗難被害が管理組合に報告されています。盗難にあたり、鍵を壊された場合は、面倒と思わずに110番通報をして下さい。

- **集合住宅** は思いのほか「音」が響くものです。深夜・早朝の騒音《風呂・シャワー・音楽・ドアの開閉》や、大声で騒ぐ、床を飛び跳ねるなど、上・下に響くような騒音はやめましょう。

- **グリーンデー** すでに階段掲示でお知らせしていますが、**11月9日(日)午前9時**より行います。落葉回収・階段室・棟周り・駐輪場の清掃を行ってください。(雨天の場合は中止) 階段委員の方は、清掃用具の出し入れをお願いいたします。

- **日曜開所日** 10月度の日曜開所は**10月26日(日)**に行います。**9時から12時まで**管理費・駐車場料金等のお支払いにご利用ください。

転出・転入・長期不在の際は管理組合事務所で所定の手続をしてください。



『管理規約改正の必要性』

改正の大きな理由としては、●現行の管理規約のままでは、時代の流れで生活様式が変化していて、快適な生活が送れなくなってしまう ●標準管理規約の改正があり、現行の管理規約のままでは後々にトラブルに発展する可能性がある ●規定があいまいな為に混乱があり、管理組合運営に支障が出てきてしまう・・・などがあげられます。

管理事務所から